



廿日市市住宅用太陽光発電システム等 普及促進事業補助金のご案内

廿日市市では、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム及びLED照明などの省エネルギー設備を複合的に設置される方に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象 ○市内の自ら居住又は居住する予定の「住宅」に太陽光発電システム及び省エネルギー設備を設置する方
○太陽光発電システム及び省エネルギー設備が設置された市内の建売住宅を購入する方
※太陽光発電システムと省エネルギー設備の両方を設置することが対象の条件です。

募集期間 ○申請受付 平成23年4月1日(金)から平成24年1月31日(火)まで
※受付時に書類の確認を行うため、郵送での申請は受け付けませんのでご注意ください。

補助金額 ○補助対象事業、1件につき70,000円
※国の補助制度と併用が可能です(省エネ設備については、一部併用不可)。

募集件数 ○150件
※受付は先着順で、募集件数に達し次第受付を終了します。
※書類が全て揃っている場合のみ、申請を受け付けます。

☆国の補助制度(住宅用太陽光発電システム)について

国の補助と本市の補助は両方申請することができます。

ただし、申請方法や条件などが異なりますので、必ず制度や手続きをご確認ください。

《国の補助についての窓口・問い合わせ先》

○太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)ホームページ

<http://www.j-pec.or.jp/>

☆国の住宅エコポイント制度について

住宅エコポイントの発行対象となっているもの(断熱材及び複層ガラスの設置)は、住宅エコポイント制度と重複して申請することはできません。ご注意ください。

○住宅エコポイント事務局ホームページ

<http://jutaku.eco-points.jp/>

お問い合わせ・申し込み先

廿日市市環境産業部地域環境創造室(廿日市市役所 本庁舎6階)

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL 0829-30-9147 / FAX 0829-31-0999

ホームページアドレス

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>



環境マスコット
キャラクター
「ハーツ」くん

★システム設置の際の強引な勧誘や制度についての誤った説明等には十分にご注意ください。

1. 太陽光発電について

○二酸化炭素の排出量を抑えられるので低炭素社会に貢献

太陽光は、ほぼ無限に降り注ぐクリーンなエネルギー。化石燃料の利用による二酸化炭素の排出量を抑え、低炭素社会を実現するためにも、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及が重要です。

○エネルギー源の多様化へ貢献

家庭への太陽光発電システムの導入により、「自宅の電気を新エネルギーでまかなう」ことができるようになります。

さらに国単位での導入量を増やすことで、エネルギーセキュリティの観点からエネルギー源の多様化に貢献できます。

○経済効果が大きく、幅広い雇用効果が期待

太陽光発電は、材料メーカーから販売、施工会社まで関連産業が幅広く、経済効果の面でも注目されています。また、太陽電池の製造から、販売、施工に至るまで裾野の広い雇用効果が期待されます。

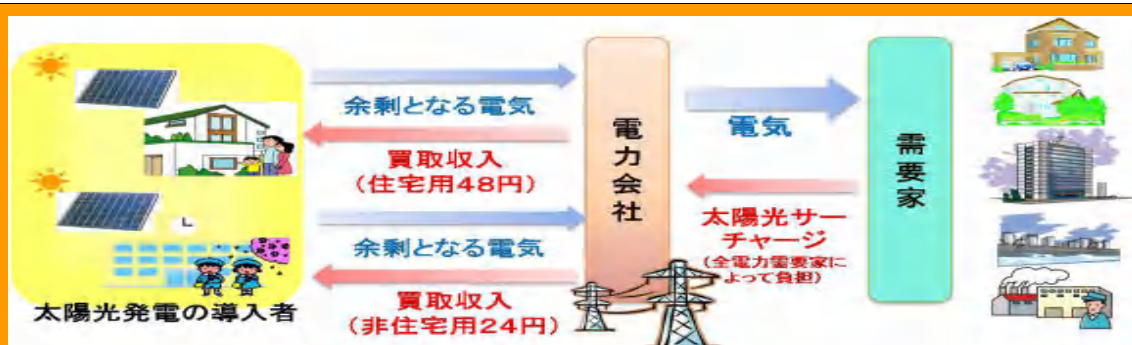
☆太陽光発電の買取制度について

平成21年11月1日から新たな買取制度がスタートしました。

詳しくは買取制度ホームページをご覧ください。

○資源エネルギー庁太陽光発電買取制度室 <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

●買取制度の概要



※設置する用途や年度毎に買取価格は異なります。

2. 補助の対象になる方

①市内の自ら居住又は居住する予定の住宅に太陽光発電システム（以下、システム）と省エネルギー設備を設置する方

②システムと省エネルギー設備が設置された市内の建売住宅を購入する方

※住宅とは、自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む）です。

※システムのみ、省エネルギー設備のみといった、片方だけでは対象になりません。両方の設備を設置することが条件となります。

3. 補助を受けるために必要なこと

①本市の区域内に住所を有する個人であること。

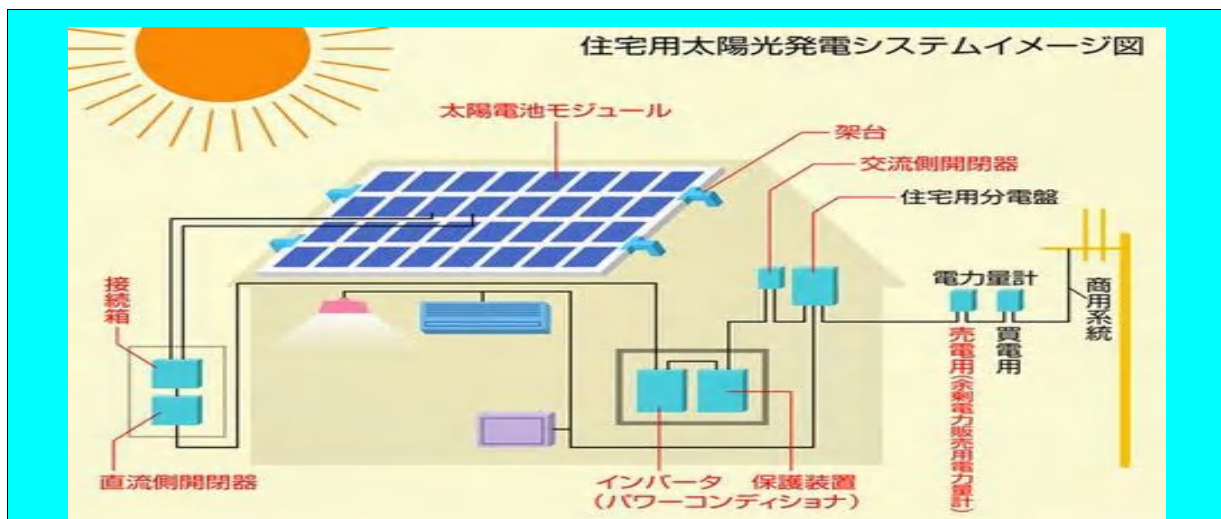
※新築又は建売住宅を購入の場合、実績報告書を提出する時点で本市の区域内に住所を有していること。

- ②これから住宅にシステムと省エネルギー設備を設置、または設備付きの建売住宅を購入する個人であること。
※申請する前に、工事に着手した場合や既に使用している場合は、補助の対象になりません。
- ③設置する建物が、自らの所有でない場合は、所有者に書面で設置の承諾が受けられること。
- ④平成24年1月31日までに申請し、システムと省エネルギー設備の設置を完了した日から起算して30日を経過した日、または、平成23年3月12日までに実績報告書が提出できること。
※補助金交付決定の日の属する年度の3月12日までにシステムと省エネルギー設備の設置、または設備付き建売住宅の引渡し完了されていること。
- ⑤実績報告書を提出するまでに、自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約を結ぶこと。
- ⑥市税の滞納がないこと。

4. 補助の対象となるシステム

- ①住宅の屋根等への設置に適した構造であること。
- ②一般家庭の伝送システム（低圧配電線）と、発電の多いときは電気を売り、少ないときは買うことのできるシステム（逆潮流有り）が連系していること。
- ③太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のシステムであること。
- ④太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書の要件に適合し、J-PECに登録されていること。
※ただし、登録がない場合でも、J-PECが補助金の交付を行ったものについては、補助の対象とする。
- ⑤未使用品のシステムであること（中古品は対象外）。

5. 補助の対象となる経費の範囲（太陽光発電システム）



補助対象となる経費の範囲

○太陽電池モジュール	○接続箱	○設置工事に係る費用
○架台	○直流側開閉器	○余剰電力販売用電力量計
○インバータ	○交流側開閉器	
○保護装置	○配線、配線器具の購入・据付	

※余剰電力販売用電力量計が電力会社の所有となる場合は、補助対象経費外となります。

6. 補助の対象となる省エネルギー設備

省エネルギー設備	備 考
発光ダイオード(LED)照明器具	居室又は場所単位での一体的な導入、かつ、2灯以上であること (※LED電球への取替のみは対象外)
断熱材(厚み:20mm以上)	居室かつ箇所単位での一体的な導入
複層ガラス	居室単位での一体的な導入
窓ガラス用熱遮断フィルム	
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	国からの補助金を受けている場合は補助対象外(併給不可)
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	

※断熱材及び複層ガラスは、住宅エコポイント制度と重複申請はできません。

7. 交付金額

補助対象事業1件 70,000円

※補助は、1住宅につき1回限りとする。

8. 申請方法について(記入例を確認してください。)

- ①申請は市役所地域環境創造室(本庁舎6階)の窓口へ申請書に必要な書類を添えて提出してください。

※郵送での申請は受け付けません。

※様式及び各種資料は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

- ②補助金の交付申請をするとき

補助金交付申請書(様式第1号)

- 新築・既存住宅に設備を設置する場合

工事着手の前(原則、休日を除く14日前まで)に、必要書類を添えて提出してください。

- 設備付きの建売住宅を購入する場合

売買契約後、建売住宅の引渡しを受ける前に、必要書類を添えて提出してください。

※予算の範囲を超えた場合は、申請書類の受付は行いませんので、ご了承ください。

- ③手続きの代行者

委任状(別紙を提出すること)

申請者は、補助金交付申請書、各種変更書類及び実績報告書等の手続きの代行を、対象システムを販売する業者等(手続代行者)に対して依頼することができます。

※申請時に委任状を提出してください。

※手続代行者とは、申請者に対してシステム及び省エネルギー設備に関する領収書を発行できる方です。

※手続代行者は、依頼された手続業務について誠意をもって実施してください。

④交付の決定

申請受付順による書類審査にて、補助金交付決定通知書をお送りします。
※補助金交付決定通知書が届くまでは、工事は行わないようにしてください。

⑤発電出力、設置する屋根等を変更する場合 **計画変更承認申請書（様式第4号）**

交付決定後、太陽電池モジュールの公称最大出力を変更する場合、省エネルギー設備の機器仕様を変更する場合など、申請内容を変更するときは、計画変更承認申請書に必要な書類を添えて提出してください。

⑥システム及び省エネルギー設備の設置工事が完了したら **補助金実績報告書（様式第7号）**

設置工事又は建売住宅の引渡しが完了したときは、**完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月12日のいずれか早い日までに、**実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

※実績報告書は郵送でも受付します。ただし、期日に間に合わないと補助金の交付が取り消される場合がありますので、注意してください。

⑦補助金交付額確定通知書が届いたら **補助金交付請求書（様式第9号）**

⑥の報告書を審査した後、市から補助金交付額確定通知書をお送りします。
その通知書が届いたら、補助金交付請求書に口座振替依頼書を添えて提出してください。
※請求書が届いた後、申請者の口座に補助金を振り込みます。

9. 処分の制限（法定耐用年数の期間内は処分することができません。）

①設置後の管理について

この補助金を利用して設置した太陽光発電システム及び省エネルギー設備は、法定耐用年数の期間内は処分（譲渡、交換、貸付、担保等）することはできません。
※太陽光発電システムの法定耐用年数は、17年です。

②処分する場合は **財産処分等承認申請書（様式第11号）**

やむを得ず処分する場合は、財産処分等承認申請書を提出し、承認を受けてください。

10. 申請書（様式第1号）と実績報告書（様式第7号）の記入方法について

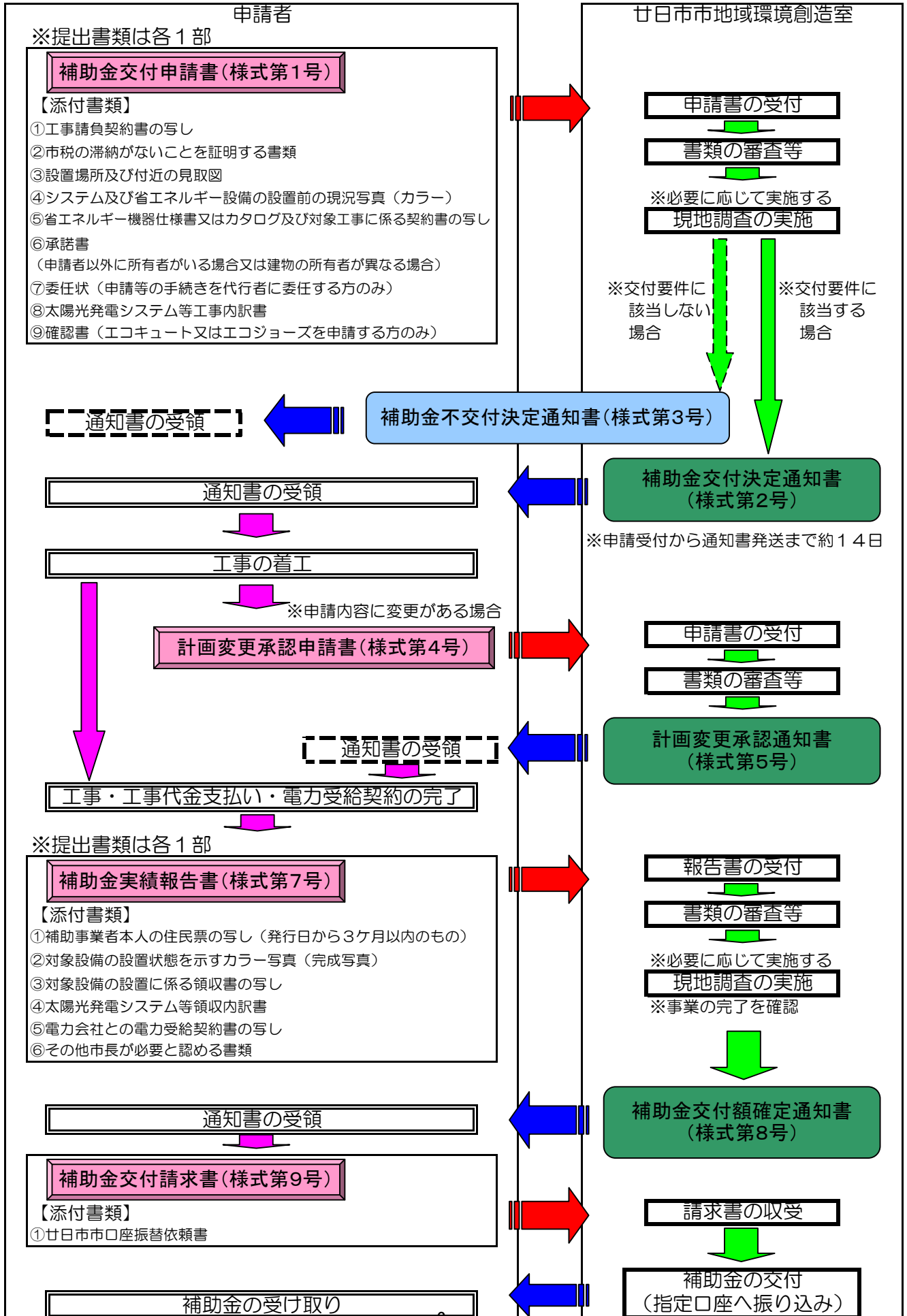
国の制度でJ-PEC（太陽光発電普及センター）が実施している「住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業」とあわせて申請することができます。

そのため、補助金交付申請書（様式第1号）と補助金実績報告書（様式第7号）については、J-PECの様式を基準にしていますので、記入例を参考に作成してください。

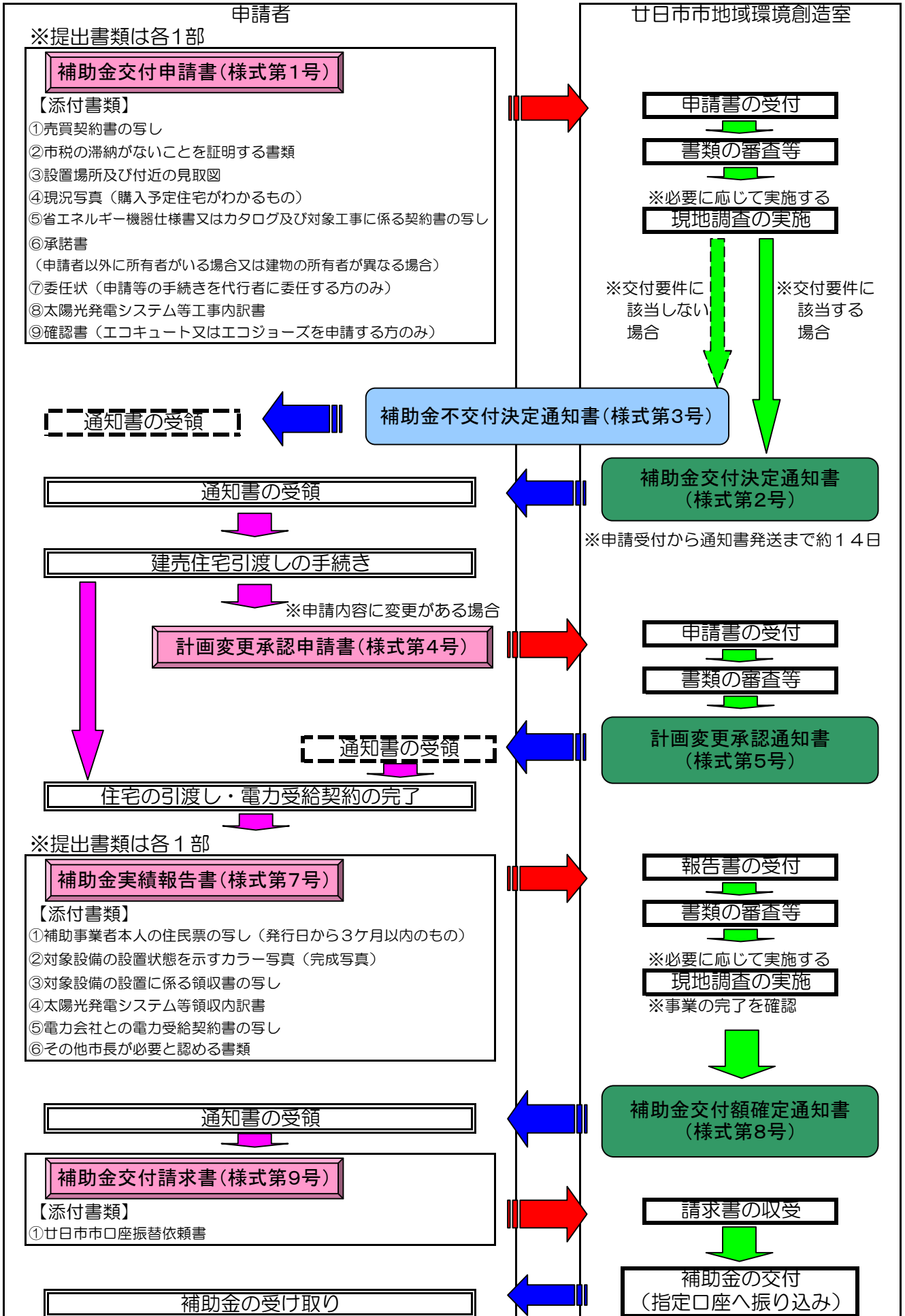
11. アンケートなどへの協力

太陽光発電システム設置による温室効果ガスの削減量（この補助を行うことで得られる効果）を把握するため、設置後の発生電力量、売電電力量及び買電電力量のデータの提供やアンケートなどのご協力をお願いすることがあります。

12. 手続の流れ（新築住宅、既存住宅に新規に設置する場合）



13. 手続の流れ (システム及び省エネルギー設備付きの建売住宅を購入する場合)



14. 補助金申請及び実績報告等に必要書類

下表の

- ・●と○は必須書類です。
 - ・▲と△は、システム等の設置状況等に応じて必要となる書類です。
- また、提出書類は各1部必要となり、内訳は次のとおりです。
- ・●と▲（塗りつぶし）のものは原本1部となります。
 - ・○と△（白抜き）のものはコピー1部となります。

新築住宅、既存住宅に新規に設置する場合	設備付きの建売住宅を購入する場合
補助金交付申請書（様式第1号）	補助金交付申請書（様式第1号）
<ul style="list-style-type: none"> ○工事請負契約書の写し ●市税の滞納がないことを証明する書類 ●設置場所及び付近の見取図 ●システム及び省エネルギー設備の設置前の現況写真 ○省エネルギー機器仕様書又はカタログ及び対象工事に係る契約書の写し ▲承諾書 ▲委任状 ▲太陽光発電システム等工事内訳書 ※工事請負契約書で、補助対象経費の内訳や工事着工日等の確認ができない場合。 ▲確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ○売買契約書の写し ●市税の滞納がないことを証明する書類 ●設置場所及び付近の見取図 <li style="background-color: yellow;">●現況写真（購入予定住宅がわかるもの） ○省エネルギー機器仕様書又はカタログ及び対象工事に係る契約書の写し ▲承諾書 ▲委任状 ▲太陽光発電システム等工事内訳書 ※売買契約書で、補助対象経費の内訳や工事着工日等の確認ができない場合。 ▲確認書
補助金実績報告書（様式第7号）	補助金実績報告書（様式第7号）
<ul style="list-style-type: none"> ●補助事業者本人の住民票の写し ●対象設備の設置状態を示すカラー写真 ○対象設備の設置に係る領収書の写し ▲太陽光発電システム等領収内訳書 ※領収書で補助対象経費の確認ができない場合。 ○電力会社との電力受給契約書の写し △対象設備の配置図 ※写真のみで太陽電池モジュールの枚数の確認が困難な場合。 △特殊工事の写真 ※特殊工事を申請した場合。 △その他市長が必要と認める書類 	<p>新築住宅、既存住宅の場合と同様</p>
計画変更承認申請書（様式第4号）	
<p>期限変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了期限や実績報告書の提出期限の延長が必要な場合は、申請が必要です。 	
<p>システム変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず設備に変更が生じた場合は、申請が必要です。 ・変更が分り次第、実績報告書より先に、速やかに提出してください。 <p>《変更が必要な例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの枚数の変更（出力の変更あり） ・メーカーの変更 <p>《変更が必要でない例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータの型番、モジュールの型番のみの変更（出力の変更なし） ・金額のみの変更 	
<p>その他の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続代行者を変更する場合は、申請が必要です。※委任状もあわせて再提出 	
計画廃止承認申請書（様式第6号）	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画を廃止した場合、速やかに市役所窓口へ提出してください。 	
財産処分等承認申請書（様式第11号）	
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付を受けた当該設備を処分する場合は、申請が必要です。 ※処分の方法によっては、補助金の返還が求められます。 	

廿日市市環境都市宣言

本市では、環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を基に、環境保全を推進しています。また、平成19（2007）年から2か年をかけ、環境都市宣言の制定に向けた検討、環境基本計画の見直しを行いました。

本市の多様な環境を守り、次世代に引き渡すため、ここに「環境都市宣言」を制定し、新たな環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって取組・行動を推進します。

私たちのまち廿日市市は、海や山、川など恵まれた自然をもつまちです。豊かな緑と清らかな水を育む山々。穏やかで美しい瀬戸の海、そこに浮かぶ厳島神社は、悠久の時を越えて現在に至っています。

これらの自然や歴史・文化を守り、次の世代に引き渡すことは、私たちの責務です。

私たち廿日市市民は、自然への思いやりをもち「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現にむけて取り組むことを、ここに宣言します。

基本理念

望ましい環境像

海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち

自然環境

美しく豊かな自然を愛し、自然と共生した潤いのあるまちをつくりま

生活環境

資源とエネルギーを大切に、健康で安心して暮らせるまちをつくりま

快適環境

ふるさとに愛着と誇りをもち、快適で魅力に満ちた住みよいまちをつくりま

地球環境

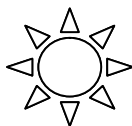
地球に暮らす一員としての自覚をもち、持続可能な循環型のまちをつくりま

環境保全活動

人と自然を思いやる心を育み、環境を守るために自ら行動するまちをつくりま

私たちは「環境創造都市はつかいち」の実現をめざすため、宣言の中に対象環境「自然環境・生活環境・快適環境・地球環境・環境保全活動」に対応した5つの行動目標を掲げます。

平成22(2010)年度



広げよう太陽光発電!

廿日市市住宅用太陽光発電システム等 普及促進事業補助金のご案内

廿日市市では、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム及びLED照明などの省エネルギー設備を複合的に設置される方に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象 ○市内の自ら居住又は居住する予定の「住宅」に太陽光発電システム及び省エネルギー設備を設置する方
○太陽光発電システム及び省エネルギー設備が設置された市内の建売住宅を購入する方
※太陽光発電システムと省エネルギー設備の両方を設置することが対象の条件です。

募集期間 ○申請受付 平成23年4月1日(金)から平成24年1月31日(火)まで
※受付時に書類の確認を行うため、郵送での申請は受け付けませんのでご注意ください。

補助金額 ○補助対象事業、1件につき70,000円
※国の補助制度と併用が可能です(省エネ設備については、一部併用不可)。

募集件数 ○150件
※受付は先着順で、募集件数に達し次第受付を終了します。
※書類が全て揃っている場合のみ、申請を受け付けます。

☆国の補助制度(住宅用太陽光発電システム)について

国の補助と本市の補助は両方申請することができます。

ただし、申請方法や条件などが異なりますので、必ず制度や手続きをご確認ください。

《国の補助についての窓口・問い合わせ先》

○太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)ホームページ

<http://www.j-pec.or.jp/>

☆国の住宅エコポイント制度について

住宅エコポイントの発行対象となっているもの(断熱材及び複層ガラスの設置)は、住宅エコポイント制度と重複して申請することはできません。ご注意ください。

○住宅エコポイント事務局ホームページ

<http://jutaku.eco-points.jp/>

お問い合わせ・申し込み先

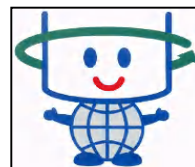
廿日市市環境産業部地域環境創造室(廿日市市役所 本庁舎6階)

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL 0829-30-9147 / FAX 0829-31-0999

ホームページアドレス

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>



環境マスコット
キャラクター
「ハーツ」くん

★システム設置の際の強引な勧誘や制度についての誤った説明等には十分にご注意ください。

1. 太陽光発電について

○二酸化炭素の排出量を抑えられるので低炭素社会に貢献

太陽光は、ほぼ無限に降り注ぐクリーンなエネルギー。化石燃料の利用による二酸化炭素の排出量を抑え、低炭素社会を実現するためにも、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及が重要です。

○エネルギー源の多様化へ貢献

家庭への太陽光発電システムの導入により、「自宅の電気を新エネルギーでまかなう」ことができるようになります。

さらに国単位での導入量を増やすことで、エネルギーセキュリティの観点からエネルギー源の多様化に貢献できます。

○経済効果が大きく、幅広い雇用効果が期待

太陽光発電は、材料メーカーから販売、施工会社まで関連産業が幅広く、経済効果の面でも注目されています。また、太陽電池の製造から、販売、施工に至るまで裾野の広い雇用効果が期待されます。

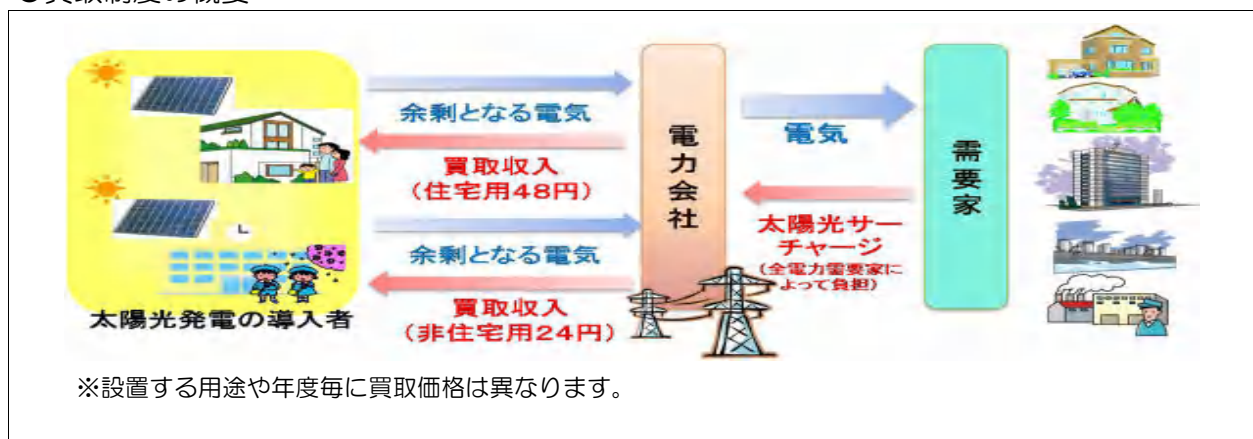
☆太陽光発電の買取制度について

平成21年11月1日から新たな買取制度がスタートしました。

詳しくは買取制度ホームページをご覧ください。

○資源エネルギー庁太陽光発電買取制度室 <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

●買取制度の概要



2. 補助の対象になる方

- ①市内の自ら居住又は居住する予定の住宅に太陽光発電システム（以下、システム）と省エネルギー設備を設置する方
- ②システムと省エネルギー設備が設置された市内の建売住宅を購入する方
 - ※住宅とは、自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む）です。
 - ※システムのみ、省エネルギー設備のみといった、片方だけでは対象になりません。両方の設備を設置することが条件となります。

3. 補助を受けるために必要なこと

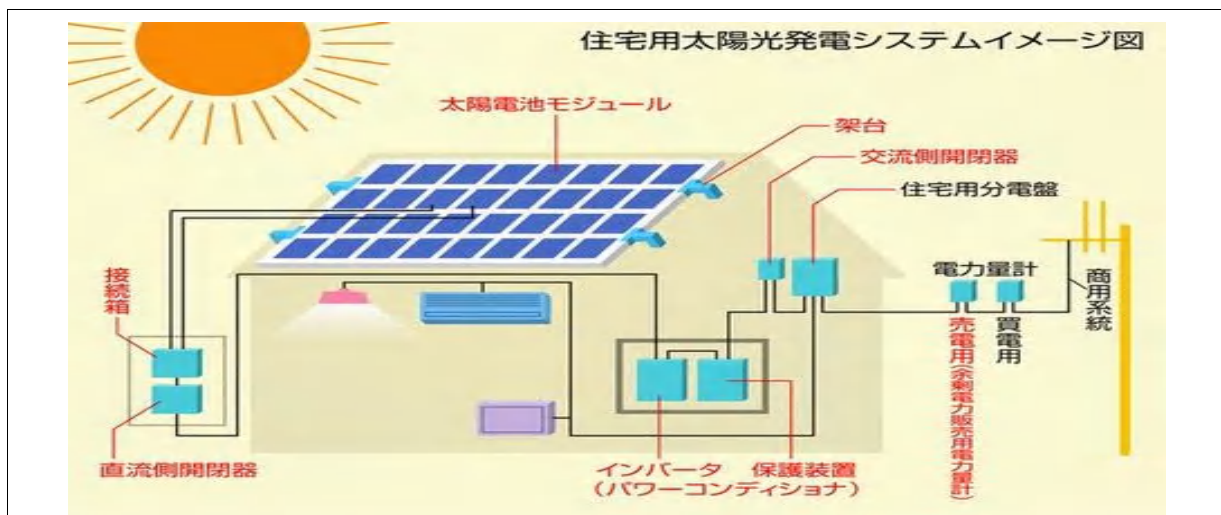
- ①本市の区域内に住所を有する個人であること。
 - ※新築又は建売住宅を購入の場合、実績報告書を提出する時点で本市の区域内に住所を有していること。

- ②これから住宅にシステムと省エネルギー設備を設置、または設備付きの建売住宅を購入する個人であること。
※申請する前に、工事に着手した場合や既に使用している場合は、補助の対象になりません。
- ③設置する建物が、自らの所有でない場合は、所有者に書面で設置の承諾が受けられること。
- ④平成24年1月31日までに申請し、システムと省エネルギー設備の設置を完了した日から起算して30日を経過した日、または、平成23年3月12日までに実績報告書が提出できること。
※補助金交付決定の日の属する年度の3月12日までにシステムと省エネルギー設備の設置、または設備付き建売住宅の引渡し完了されていること。
- ⑤実績報告書を提出するまでに、自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約を結ぶこと。
- ⑥市税の滞納がないこと。

4. 補助の対象となるシステム

- ①住宅の屋根等への設置に適した構造であること。
- ②一般家庭の伝送システム（低圧配電線）と、発電の多いときは電気を売り、少ないときは買うことのできるシステム（逆潮流有り）が連系していること。
- ③太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のシステムであること。
- ④太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書の要件に適合し、J-PECに登録されていること。
※ただし、登録がない場合でも、J-PECが補助金の交付を行ったものについては、補助の対象とする。
- ⑤未使用品のシステムであること（中古品は対象外）。

5. 補助の対象となる経費の範囲（太陽光発電システム）



補助対象となる経費の範囲

○太陽電池モジュール	○接続箱	○設置工事に係る費用
○架台	○直流側開閉器	○余剰電力販売用電力量計
○インバータ	○交流側開閉器	
○保護装置	○配線、配線器具の購入・据付	

※余剰電力販売用電力量計が電力会社の所有となる場合は、補助対象経費外となります。

6. 補助の対象となる省エネルギー設備

省エネルギー設備	備 考
発光ダイオード（LED）照明器具	居室又は場所単位での一体的な導入、かつ、2灯以上であること （※LED電球への取替のみは対象外）
断熱材（厚み：20mm以上）	居室かつ箇所単位での一体的な導入
複層ガラス	居室単位での一体的な導入
窓ガラス用熱遮断フィルム	
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	国からの補助金を受けている場合は補助対象外（併給不可）
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	

※断熱材及び複層ガラスは、住宅エコポイント制度と重複申請はできません。

7. 交付金額

補助対象事業1件 70,000円

※補助は、1住宅につき1回限りとする。

8. 申請方法について（記入例を確認してください。）

- ①申請は市役所地域環境創造室（本庁舎6階）の窓口へ申請書に必要書類を添えて提出してください。

※郵送での申請は受け付けません。

※様式及び各種資料は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

- ②補助金の交付申請をするとき 補助金交付申請書（様式第1号）

- 新築・既存住宅に設備を設置する場合

工事着手の前（原則、休日を除く14日前まで）に、必要書類を添えて提出してください。

- 設備付きの建売住宅を購入する場合

売買契約後、建売住宅の引渡しを受ける前に、必要書類を添えて提出してください。

※予算の範囲を超えた場合は、申請書類の受付は行いませんので、ご了承ください。

- ③手続きの代行者 委任状（別紙を提出すること）

申請者は、補助金交付申請書、各種変更書類及び実績報告書等の手続きの代行を、対象システムを販売する業者等（手続代行者）に対して依頼することができます。

※申請時に委任状を提出してください。

※手続代行者とは、申請者に対してシステム及び省エネルギー設備に関する領収書を発行できる方です。

※手続代行者は、依頼された手続業務について誠意をもって実施してください。

④交付の決定

申請受付順による書類審査にて、補助金交付決定通知書をお送りします。
※補助金交付決定通知書が届くまでは、工事は行わないようにしてください。

⑤発電出力、設置する屋根等を変更する場合 計画変更承認申請書（様式第4号）

交付決定後、太陽電池モジュールの公称最大出力を変更する場合、省エネルギー設備の機器仕様を変更する場合など、申請内容を変更するときは、計画変更承認申請書に必要な書類を添えて提出してください。

⑥システム及び省エネルギー設備の設置工事が完了したら 補助金実績報告書（様式第7号）

設置工事又は建売住宅の引渡しが完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月12日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

※実績報告書は郵送でも受付します。ただし、期日に間に合わないと補助金の交付が取り消される場合がありますので、注意してください。

⑦補助金交付額確定通知書が届いたら 補助金交付請求書（様式第9号）

⑥の報告書を審査した後、市から補助金交付額確定通知書をお送りします。
その通知書が届いたら、補助金交付請求書に口座振替依頼書を添えて提出してください。
※請求書が届いた後、申請者の口座に補助金を振り込みます。

9. 処分の制限（法定耐用年数の期間内は処分することができません。）

①設置後の管理について

この補助金を利用して設置した太陽光発電システム及び省エネルギー設備は、法定耐用年数の期間内は処分（譲渡、交換、貸付、担保等）することはできません。
※太陽光発電システムの法定耐用年数は、17年です。

②処分する場合は 財産処分等承認申請書（様式第11号）

やむを得ず処分する場合は、財産処分等承認申請書を提出し、承認を受けてください。

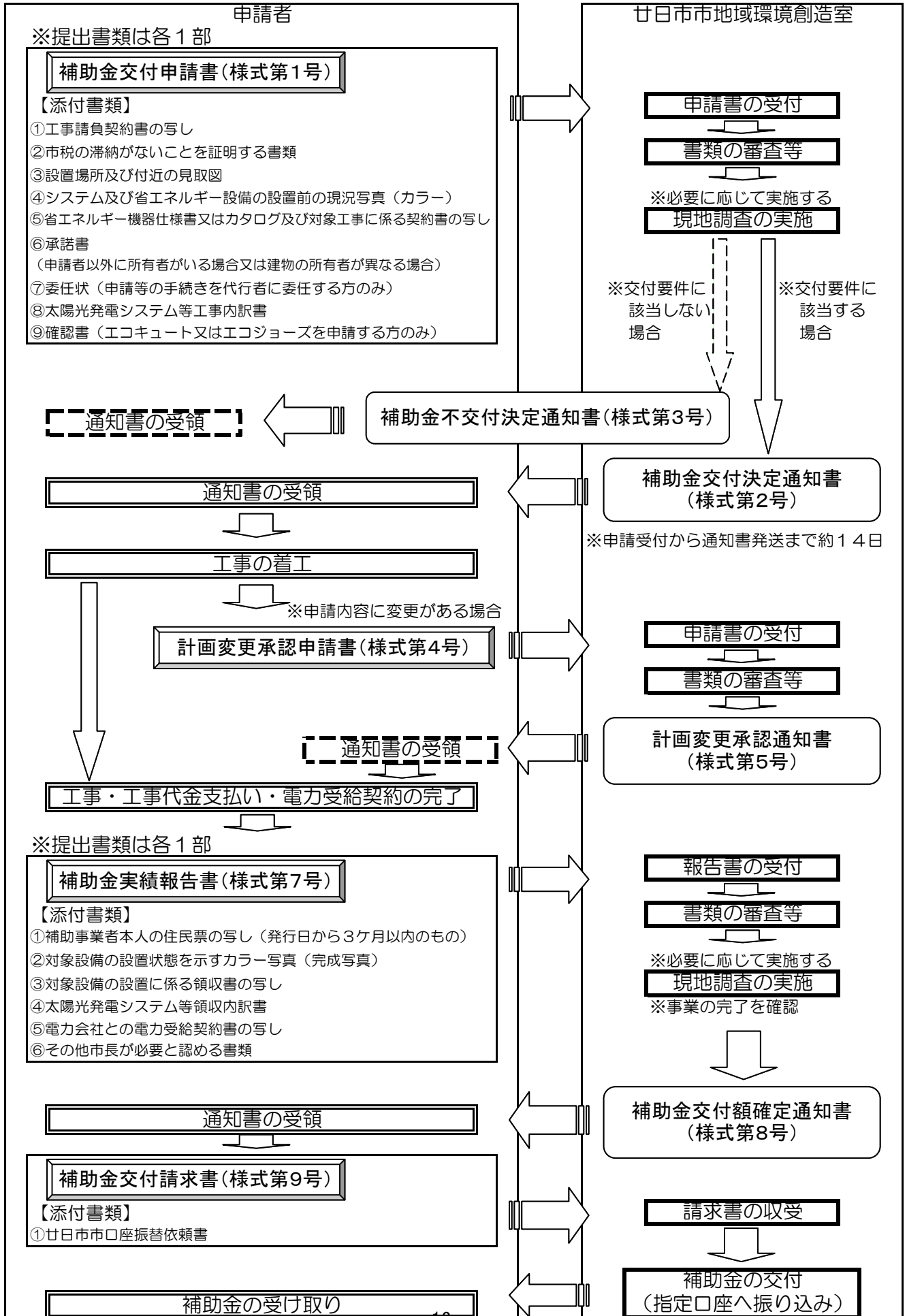
10. 申請書（様式第1号）と実績報告書（様式第7号）の記入方法について

国の制度でJ-PEC（太陽光発電普及センター）が実施している「住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業」とあわせて申請することができます。
そのため、補助金交付申請書（様式第1号）と補助金実績報告書（様式第7号）については、J-PECの様式を基準にしていますので、記入例を参考に作成してください。

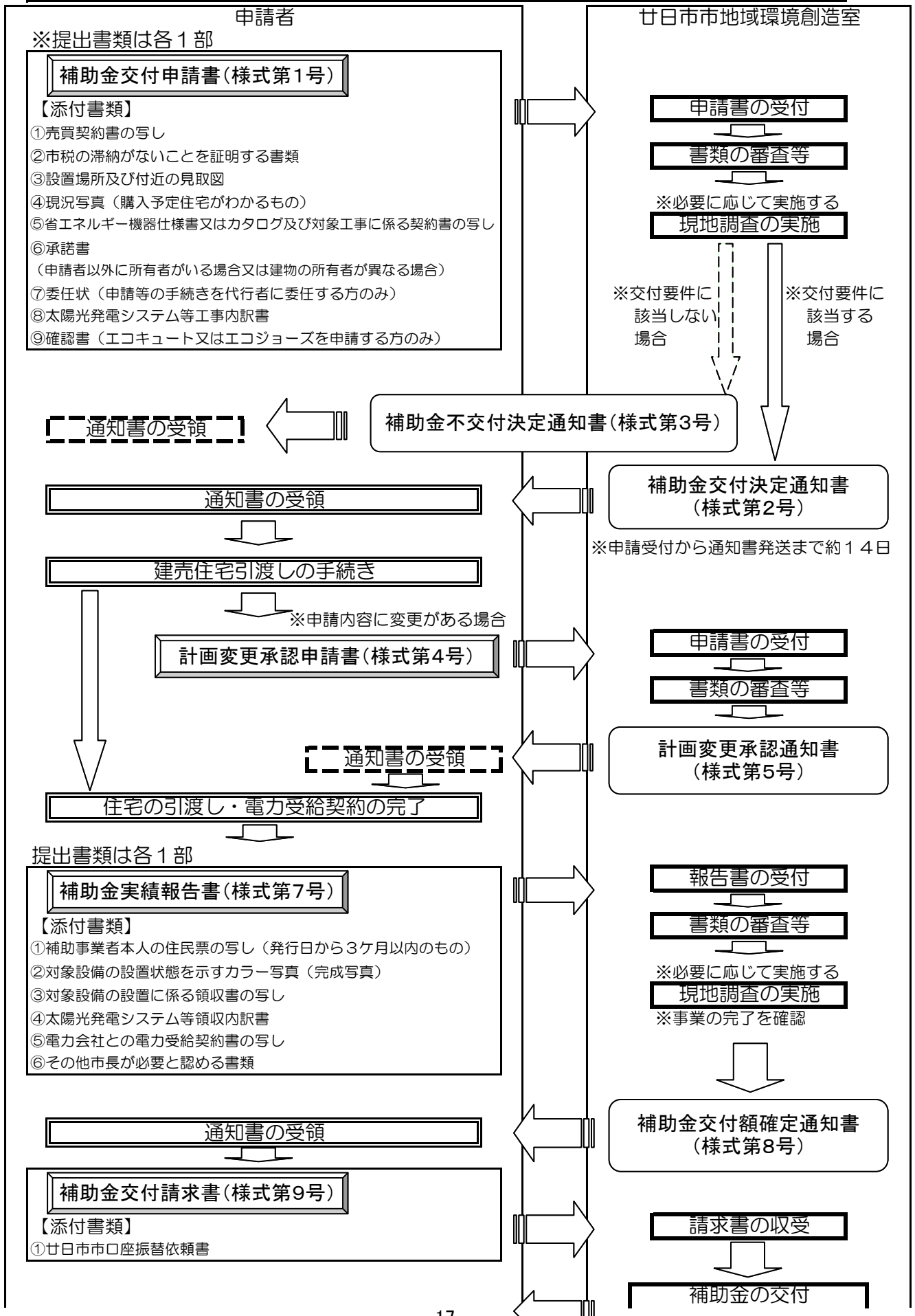
11. アンケートなどへの協力

太陽光発電システム設置による温室効果ガスの削減量（この補助を行うことで得られる効果）を把握するため、設置後の発生電力量、売電電力量及び買電電力量のデータの提供やアンケートなどのご協力をお願いすることがあります。

12. 手続の流れ（新築住宅、既存住宅に新規に設置する場合）



13. 手続の流れ（システム及び省エネルギー設備付きの建売住宅を購入する場合）



補助金の受け取り

(指定口座へ振り込み)

14. 補助金申請及び実績報告等に必要書類

下表の

- ・●と○は必須書類です。
 - ・▲と△は、システム等の設置状況等に応じて必要となる書類です。
- また、提出書類は各1部必要となり、内訳は次のとおりです。
- ・●と▲（塗りつぶし）のものは原本1部となります。
 - ・○と△（白抜き）のものはコピー1部となります。

新築住宅、既存住宅に新規に設置する場合	設備付きの建売住宅を購入する場合
<p>補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事請負契約書の写し ●市税の滞納がないことを証明する書類 ●設置場所及び付近の見取図 ●システム及び省エネルギー設備の設置前の現況写真 ○省エネルギー機器仕様書又はカタログ及び対象工事に係る契約書の写し ▲承諾書 ▲委任状 ▲太陽光発電システム等工事内訳書 ※工事請負契約書で、補助対象経費の内訳や工事着工日等の確認ができない場合。 ▲確認書 	<p>補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○売買契約書の写し ●市税の滞納がないことを証明する書類 ●設置場所及び付近の見取図 ●現況写真（購入予定住宅がわかるもの） ○省エネルギー機器仕様書又はカタログ及び対象工事に係る契約書の写し ▲承諾書 ▲委任状 ▲太陽光発電システム等工事内訳書 ※売買契約書で、補助対象経費の内訳や工事着工日等の確認ができない場合。 ▲確認書
<p>補助金実績報告書（様式第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助事業者本人の住民票の写し ●対象設備の設置状態を示すカラー写真 ○対象設備の設置に係る領収書の写し ▲太陽光発電システム等領収内訳書 ※領収書で補助対象経費の確認ができない場合。 ○電力会社との電力受給契約書の写し △対象設備の配置図 ※写真のみで太陽電池モジュールの枚数の確認が困難な場合。 △特殊工事の写真 ※特殊工事を申請した場合。 △その他市長が必要と認める書類 	<p>補助金実績報告書（様式第7号）</p> <p>新築住宅、既存住宅の場合と同様</p>
<p>計画変更承認申請書（様式第4号）</p>	
<p>期限変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了期限や実績報告書の提出期限の延長が必要な場合は、申請が必要です。 	
<p>システム変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず設備に変更が生じた場合は、申請が必要です。 ・変更が分り次第、実績報告書より先に、速やかに提出してください。 <p>《変更が必要な例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの枚数の変更（出力の変更あり） ・メーカーの変更 <p>《変更が必要でない例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータの型番、モジュールの型番のみの変更（出力の変更なし） ・金額のみの変更 	
<p>その他の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続代行者を変更する場合は、申請が必要です。※委任状もあわせて再提出 	
<p>計画廃止承認申請書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画を廃止した場合、速やかに市役所窓口へ提出してください。 	
<p>財産処分等承認申請書（様式第11号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付を受けた当該設備を処分する場合は、申請が必要です。 ※処分の方法によっては、補助金の返還が求められます。 	

廿日市市環境都市宣言

本市では、環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を基に、環境保全を推進しています。また、平成19（2007）年から2か年をかけ、環境都市宣言の制定に向けた検討、環境基本計画の見直しを行いました。

本市の多様な環境を守り、次世代に引き渡すため、ここに「環境都市宣言」を制定し、新たな環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって取組・行動を推進します。

私たちのまち廿日市市は、海や山、川など恵まれた自然をもつまちです。豊かな緑と清らかな水を育む山々。穏やかで美しい瀬戸の海、そこに浮かぶ厳島神社は、悠久の時を越えて現在に至っています。

これらの自然や歴史・文化を守り、次の世代に引き渡すことは、私たちの責務です。

私たち廿日市市民は、自然への思いやりをもち「海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち」の実現にむけて取り組むことを、ここに宣言します。

基本理念

望ましい環境像

海と緑と人が育む環境創造都市はつかいち

自然環境

美しく豊かな自然を愛し、自然と共生した潤いのあるまちをつくります。

生活環境

資源とエネルギーを大切に、健康で安心して暮らせるまちをつくります。

快適環境

ふるさとに愛着と誇りをもち、快適で魅力に満ちた住みよいまちをつくります。

地球環境

地球に暮らす一員としての自覚をもち、持続可能な循環型のまちをつくります。

環境保全活動

人と自然を思いやる心を育み、環境を守るために自ら行動するまちをつくります。

私たちは「環境創造都市はつかいち」の実現をめざすため、宣言の中に対象環境「自然環

2011/3/1820:37

境・生活環境・快適環境・地球環境・環境保全活動」に対応した5つの行動目標を掲げます。